

令和8年度 埼玉県里親フォスタリング事業 業務委託仕様書

埼玉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務の目的

全てのこどもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保証される権利を有している。

こどもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や、里親又はファミリーホーム(以下「里親等」という。)への委託を一層推進していくものとする。

このため、県は、里親支援等に向けた専門的な取組を進める施設や、児童相談所などの関係機関との関係づくりに取り組んでいる施設と連携して、施設の特徴や強みを活かしながら、質の高い里親支援として里親フォスタリング事業を推進していくものとする。もって、児童養護施設や乳児院における高機能化や多機能化を図り、里親やファミリーホームの支援体制の構築を促進していく。

3 支援対象

本事業の支援対象は、里親、里親登録を希望する者及びそれらの家族並びに委託児童とする。

4 業務内容

乙は、関係法令及び「里親委託ガイドラインについて」（【一部改正】平成30年3月30日付け子発0331第10号厚生労働省子ども家庭局通知）、「児童相談所運営指針」（【一部改正】令和4年3月30日付け子発0330第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、甲と協議の上、以下の業務を行う。

また、乙と児童相談所の役割については、別添「フォスタリング事業 イメージ図」のとおりとする。

(1) 里親の新規開拓及びリクルート活動

広報計画を策定し、普及啓発活動を行う。リクルート活動は、制度の周知のみならず、里親登録につながる候補者を獲得することを目的とする。

リクルートの結果、里親登録候補者となった家庭には、個別に訪問を行うなど、応募の当初からフォスタリング機関担当者と里親登録候補者の信頼関係を構築することを意図して関わることで、養育チームとしての一体感を醸成しやすくするよう努める。

(2) 里親研修の実施

県内に居住する里親登録希望者を対象に養育里親研修及び養子縁組里親研修の「基礎研修」、「登録前研修」及び「更新研修」を実施する。詳細については、「埼玉県里親制度普及促進事業実施要綱(平成29年4月1日改正)」による。

【研修科目】以下に掲げる全ての科目について実施する。

- ①児童福祉論(講義)
- ②養護原理(講義)
- ③里親養育論(講義)
- ④発達心理学(講義)
- ⑤小児医学(講義)
- ⑥里親養育援助技術(講義)
- ⑦里親養育演習(講義・演習)
- ⑧養育実習(実習)

なお、実施に当たっては、こども安全課及び児童相談所と相談・調整の上で実施すること。

(3) 里親登録に向けた実地調査の同行

児童相談所長からの要請に基づき、里親登録希望者の家庭を児童相談所の担当者とともに訪問し、登録者の家庭の状況を把握する。

(4) 里親登録後の里親の状況把握

児童相談所長からの要請に基づき、県児童福祉審議会を経て里親名簿に登録されることとなった里親について、定期的な家庭訪問や電話により状況を把握し、里親委託及び一時保護委託の候補先として十分な情報提供を行う。

(5) 里親への支援

児童相談所長からの要請に基づき、必要な情報の提供、助言、研修、その他の援

助を行う。

委託前の交流中の段階では、里親に対し養育上の留意点を伝える等、子供を迎える準備を支援する。外泊期間中には、家庭訪問を実施する。

以上の支援を行うにあたっては、対象の里親に他の里親支援機関がある場合には、当該支援機関との連携に努めること。

交流中の様子について、乙は、児童相談所が委託措置決定を行うための情報提供を行う。

里親や里親登録を希望する者及び里親制度に理解を有する者等が集い、情報交換や養育技術の向上を図る交流会を開催する。

(6) その他

ア 児童相談所の求めがあった場合には、里親委託会議、里親委託推進に関わる会議等に出席する。

イ 乙が所在する地域を管轄とする児童相談所管内における里親制度の普及啓発活動について、必要な協力を行う。

ウ 報告書の作成

乙は、甲に対して、業務状況を原則として偶数月（令和9年3月分については、3月31日まで）に書面により報告する。

5 業務量の目安

・里親リクルート及び児童相談所の求めによる具体的な里親支援等の活動については、原則として2つ以上の隣接する児童相談所管内を対象とする。

・広報啓発（入門講座等）

入門講座の実施 2回以上

・基礎研修（講義・実習） 2回以上

・登録前研修（講義） 1回以上

・更新研修 1回以上

6 実施体制

(1) 乙は、受託業務を円滑かつ確実に運営するため、契約締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定すること。

(2) 乙は、関係機関との調整を行う里親支援専門相談員を1名以上配置すること。

配置する里親支援専門相談員は次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

- ウ 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - エ 里親として又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子供の養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者。
 - オ 甲がアからエまでに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- なお、(1)及び(2)は兼務も可とする。

7 委託費

ア 委託料上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

イ 支出対象費目

人件費、事務所経費、(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等)、一般管理費(事務所経費の10%以内)

8 委託費の支払い

甲は、乙に対して、前期と後期年2回に分けて概算払いにより委託料を支払う。

支払の時期については、前期については令和8年4月以降、後期については令和8年11月以降とする。

9 事業実施計画書の提出

乙は、甲に対して、甲が定める様式で事業実施計画書(様式1~様式5)を提出し、承認を得ること。

10 関係法令の遵守

乙は、児童福祉法その他関係法令を順守すること。

11 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる担当者を管理監督するとともに、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条(安全管理措置)、第67条(従事者の義務)、第176条及び第180条(罰則)の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを委託業務以外に使用してはならない。また、個人情報等のデータの紛失等が、決してないように厳重に鍵付き書庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関して

は履行期間外でも責任を負うものとする。

- (3) 乙は、本件業務を行わなくなった場合又は本件業務を行う上で不要となった場合は、その取り扱う個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (4) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 乙は、甲が乙の配置した職員につき本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置を取るものとする。
- (6) 乙は甲に対し、職員の名簿を業務受託後、すみやかに提出する。業務委託期間中に、職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (7) 甲は、本業務中における職員の事故については一切責任を負わない。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲・乙が協議して決定するものとする。